

ホルトホール大分 市民ホール友の会 規約

第1条 名称

この会の名称は、ホルトホール大分 市民ホール友の会（以下「友の会」という）とします。

第2条 目的

友の会は、ホルトホール大分市民ホールにおいて実施する事業をお楽しみいただくとともに、市民ホールの活動に、より多くのご賛同をいただくこと、また、地域文化の向上に寄与することを目的として、友の会を置きます。

第3条 事務局

友の会事務局はホルトホール大分総合事務所内に置きます。

第4条 会員

1. 会員とは、第2条の友の会の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、第7条に規定する手続きを経て入会を認められた個人をいいます。
2. 会員資格の有効期間（以下「会員期間」という）は、会員となった月から1年間とします。
3. 会員は、友の会事務局に届け出て、退会することができます。この場合、支払済みの会費は返還しないものとします。

第5条 会費

会費は次のとおりとします。

一般会員 入会費 500 円 年会費 1,000 円

第6条 会員証

1. 会員には会員証を発行します。
2. 会員証は会員本人のみが利用できるものとし、他人への譲渡、貸与はできません。

第7条 入会及び更新手続き

1. 友の会に入会しようとするときは「ホルトホール大分 市民ホール友の会入会申込書」（以下「申込書」という）に必要事項を記載の上、申込書を友の会事務局に提出し、このときあわせて会費（入会金と年会費）を納入しなければなりません。
2. 会員が継続を希望するとき（以下「更新」という）は、入会した月から1年が経過する月の15日までに年会費を支払うものとします。尚、この手続きが行われない場合は、自然退会とみなします。

3. 会費の納入方法は、友の会事務局が指定する方法によるものとします。

第8条 会員特典

会員は友の会が行う以下の1から5の特典を受けることができます。チケット予約と購入は1事業につき、1回または一枚の限定とし、無くなり次第終了いたします。

1. 主催事業や共催事業、一部の貸館事業のチケットの優先予約・購入（予約・購入後のキャンセルはお断りいたします。）
2. 主催事業や共催事業、一部の貸館事業のチケットの割引
3. イベント情報誌（季刊パンフレット）で催事のお知らせの送付
4. 館内レストランや他施設での割引サービス等
5. 会員限定イベント（出演者との交流イベント等）

第9条 会員証の紛失・盗難等

1. 会員が会員証を紛失し又は盗難にあったときは、速やかに友の会事務局にご連絡ください。
2. 会員が紛失・盗難その他の事由により、会員証を他人に利用されることにより生じた損害については友の会はその責を負いません。

第10条 届出事項の変更

1. 会員は、氏名、住所、郵送先等申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに友の会事務局にご連絡ください。
2. 前項の届出がなく、そのために友の会からの送付書類が延着、又は不到着となっても、友の会はその責めを負いません。

第11条 会員資格の喪失

友の会は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができます。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 会費及びチケット代金の支払いを怠った場合
- (3) 本規約に違反した場合

第12条 個人情報

友の会は、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、適切に取り扱い第2条に規定する目的以外に使用することはありません。

第13条 規約の変更

友の会事務局は、必要があるときは本規約を変更することができるものとし、この場合、変更内容を会員に通知します。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

附 則

この規約は平成 25 年 7 月 20 日から適用します。

この規約は平成 25 年 9 月 8 日から適用します。

この規約は平成 26 年 3 月 1 日から適用します。